

各自治体被爆二世対策

2026年1月20日現在

	被爆二世健診について				ガ ン 検診	医 療 助成	被 爆 二 世 手 帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
北海道	1	5月、11月	病院委託 113カ所	申請場所:各保健所 ・保健所で被爆者(一世)との関係を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し確認 ・保健所で受診の意向を確認後、保健所が問診票等を医療機関に送付 問い合わせ先:北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 難病対策係 TEL 011-204-5258	なし	なし	ある	希望する被爆二世 HP
青森	1	12月頃	病院委託 21箇所	申請場所:青森県庁 申請期間:10月 10月頃に原爆被爆者二世健康診断申込書を青森県庁あて提出してもらっている。 問い合わせ先: 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 TEL017-734-9215	なし	なし	なし	希望する被爆二世 HP
岩手	1	令和7年度時期: 10/1~ 12/20	病院委託 17カ所	申請場所:岩手県庁医療政策室(申込) 受診を希望する場合は、電話申込、または、受診申込書をFAX、郵送で提出する。 氏名、住所、電話番号、生年月日、受診希望医療機関を確認する。 健康診断を希望する方は、7/15~8/15までに県に申し込み。 問い合わせ先: 岩手県保健福祉部医療政策室 TEL 019-629-5417	なし	なし	なし	HP 希望する被爆二世

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
宮城	1	10～翌1月	病院委託 7カ所	申請場所:県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 申請期間:12月23日 (1)原Ⅱ健康診断申込書に必要事項を記入し、郵送で申し込む。 (2)宮城県から「健康診断受診券(以下「受診券」)」及び「問診票」を送る。 (3)受診券が届いたら、医療機関に電話で予約。 (4)受診の際は、医療機関の窓口に「受診券」と記入した「問診票」を提出する。 (5)後日、宮城県から健康診断結果を郵送する。 問い合わせ先: 宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 TEL 022-211-2636 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/gb-page09.html		なし	なし	検討中	希望する被爆二世HP
秋田	1	9～11月	病院委託 8カ所	①「被爆二世健康診断受診申込書」の提出により申し込む(Fax、郵送等)。 ※申請先:保健・疾病対策課 締め切り:7月末頃まで ②申込者に対して希望する医療機関での受診可能日をお知らせする。 ③申込者から病院へ直接予約する。 ※初めて二世検診を受診する方は、被爆者健康手帳の写しと被爆者との関係を示す書類を提出(戸籍謄本等)。 問い合わせ先: 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 018-860-1424		なし	なし	なし	HP 希望する被爆二世
山形	1	11月～2月頃	病院委託 4カ所	被爆者本人及び二世の方へ、毎年9～10月頃、案内文書及び申込書を送付。受診希望の場合は、申込書を同封の返信用封筒にて返送いただく。受診希望者とは個別に受診調整を行う。 問い合わせ先: 山形県健康福祉部健康福祉企画課 被爆者援護担当 TEL 023-630-2314		なし	なし	検討中	希望する被爆二世

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
福島	1	11月～3月	病院委託 県内外の10所 ※R7年健診希望者の希望医療機関	<p>・手続きの仕方: 県保健福祉事務所または中核市保健所窓口で申請</p> <p>・必要な書類: ①両親またはいずれか一人が被爆者であると証明できる書類 ②親子関係を証明できる書類(①、②とも2回目以降の健診では不要)</p> <p>・締切り: 例年9月下旬頃</p> <p>問い合わせ先: 保健福祉部健康づくり推進課 TEL 024-521-7165</p>	なし	なし	ある	希望する被爆二世 県保健福祉事務所及び中核市保健所で随時相談を受け付けている
茨城	1	11～2月	病院委託 8カ所	<p>募集: 各保健所から過去に二世健診を受診した者及び被爆者へ案内を送付。また県のホームページにも案内を掲載。</p> <p>申込: 希望者は居住地を管轄する保健所へ電話・来所、または申込書の郵送・FAXにより申し込む。受診歴のない申請者は、親の被爆者健康手帳及び戸籍の提示を求める。</p> <p>https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/shippei/genbaku-engo.html#hibakunisei</p> <p>問い合わせ先: 茨城県保健医療部健康推進課難病対策グループ TEL 029-301-3220</p>	なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP
栃木	1	11～12月	病院委託 6カ所	<p>健康診断受診申込書に氏名・住所等と希望医療機関、受診希望日を記載し、郵送またはメール、FAXにて申し込む。申込みは県宛て、締切は概ね10月中旬頃まで。</p> <p>県が医療機関と調整を行い、受診日を決定した後、受診希望者に通知する。</p> <p>問い合わせ先: 栃木県保健福祉部健康増進課 TEL 028-623-3096</p>	なし	なし	検討中	希望する被爆二世 HP

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
群馬	1	11月～1月	病院委託 6カ所	申請場所:県健康福祉部感染症・疾病対策課 ①群馬県から対象者あてに申請書を送付する。 ②対象者は必要事項を記入のうえ、10月上旬までに県へ返送する。 ③申請書に基づき、群馬県から「受診決定通知」を送付する。 ④対象者は、指定された医療機関に各自で予約を行い、受診する。 問い合わせ先: 群馬県健康福祉部感染症・疾病対策課 TEL 027-226-2601		なし	なし	検討中	希望する被爆二世HP
埼玉	2	4～9月、 10月～1月	病院委託 県医師会 に加入している医療機関	健診を受けるには、二世として手帳取得が必要です。健診期間開始前に健診を案内する書類を郵送し、その書類を医療機関へ持参することをお願いしています。予約を必要とする医療機関も多いようですので、事前確認や予約を推奨しています。 問い合わせ先: 埼玉県保健医療部疾病対策課指定難病担当 TEL 048-830-3583		なし	なし	あり	希望する二世HP
千葉	1	2025年7月1日～ 2026年2月28日	病院委託 40カ所	医療機関に申込み、健康診断依頼書、問診票、健康診断個人票を提出し受診する。 問い合わせ先: 千葉県健康福祉部健康福祉指導課援護班 TEL 043-223-2349		なし	なし	あり	希望する被爆二世 広報誌 県HP
東京	2	春期:5～6月 秋期:11～12月	病院・診療所委託 一般 がん 197カ所	健康診断受診票を各医療機関へ提示 健康診断受診票は、申請書に住民票・戸籍抄本・父又は母の被爆者健康手帳の写しを添付して交付をうける。 問い合わせ先: 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 TEL 03-5320-4473 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/h_engo/2_kenkou.html		ある ※1	ある ※2	ある	希望する被爆二世HP

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
神奈川 川崎市、 横浜市、 相模原 市につ いては 別欄で 説明	1	5月～翌 年3月10 日まで	保健所 病院 110カ所 (R7. 3. 3 1時点)	毎年4月下旬頃に「被爆者等健康診断のご案内」を送付し、 手続方法等を案内している。 問い合わせ先： 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課援護グル ープ TEL 045-210-1111(内線4906又は4907)		なし	ある ※3	ある	希望する被爆 二世、被爆者 健康手帳保持者への健康診 断案内に制度 の概要を記載 HP
新潟	1	10～2月	病院委託 4カ所(R7)	受診を希望する場合、新潟県福祉保健部健康づくり支援課 難病等対策係に申し込みをする(申請期間8月～9月)。受 診決定者には県から無料受診証を送付している。受診決定 者は、健診を希望する病院に連絡して受診日を決める。受 診時は、無料受診証を医療機関の窓口に提示する。 問い合わせ先： 新潟県福祉保健部健康づくり支援課難病等対策係 TEL 025-280-5202		なし	なし	ある	希望する被爆 二世 被爆者健康手 帳保持者
富山	1	10月頃	病院委託 1カ所	申請場所：県庁 申請期間：9月中旬頃まで これまで本県で被爆二世健診を受診したことがない方→被 爆二世健康診断案内申込書、戸籍謄本・抄本、住民票記 載事項証明書、被爆者の被爆者健康手帳の写しを9月上旬 までに富山県庁へ提出。 被爆二世健診受診歴がある方→約1ヶ月前に案内を郵送、 希望の方は受診申請書を富山県庁へ提出。 問い合わせ先： 富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課 TEL 076-444-4513		なし	なし	ある	希望する被爆 二世 被爆者 HP

	被爆二世健診について				ガン 検診	医療 助成	被爆 二世 手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
石川	1	8月	病院委託 1カ所	<p>申請場所:石川県健康福祉部健康推進課(郵送・電子申請可)</p> <p>健診断申込書(県で把握している被爆二世・被爆者あてに案内とともに送付)に必要事項を記入の上、石川県健康推進課へ提出する。</p> <p>健診日の1ヶ月ほど前に県から対象者へ申込みの案内を郵送にて行う。出欠の回答は、案内に同封の返信用封筒又は県の電子申請システムから可能。出欠回答は2~3週間前。</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>石川県健康福祉部健康推進課難病対策グループ TEL 076-225-1448</p>	なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP
福井	1	10~翌年2月	病院委託 6カ所	<p>申請場所:福井県健康福祉部地域福祉課</p> <p>8月上旬に健診実施の通知を対象者に送付。県ホームページにも掲載。8月末まで受診申込書を当課(福井県地域福祉課)にて受付。</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>福井県健康福祉部地域福祉課 TEL 0776-20-0327</p> <p>https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tihuku/enngo/hibakusya2seikenshin.html</p>	なし	なし	検討中	HP 希望する被爆二世
山梨	1	例年1月頃	病院委託 1カ所	<p>県から被爆二世の方(県へ被爆二世届を提出した者)へ健診断の実施を通知する。</p> <p>事前に病院への電話予約が必要です。</p> <p>申込期限は健診が始まるおよそ一ヶ月前としています。</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>山梨県福祉保健部健康増進課 TEL 055-223-1497</p>	なし	なし	あり	希望する被爆二世(毎年把握している対象者全員に案内を送付しているため)

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
長野	1	7月～2月	病院委託 11カ所(年度によって変更あります)	申請場所:県保健福祉事務所、中核市保健所 申請方法:受診申込書を提出いただきます。 申請期間:5～6月頃 本県において初めて受診される場合は、被爆二世であることを確認するため、被爆者との関係性がわかる戸籍の写し(被爆者が生存している場合は、手帳の写しも)の提出を求めている。 前年度までに健診を受けたことがある方については、受診希望病院、時期を申請書に記載し、保健所へ提出する。 問い合わせ先: 長野県健康福祉部地域福祉課 TEL026-235-7094	なし	なし	あり	HP 希望する被爆二世
岐阜	1	11月～12月頃	病院委託 4カ所	受診希望者名簿(希望病院・日程を記載)を、県保健医療課に郵送等で提出。 申し込み期間は9月頃。 問い合わせ先: 岐阜県健康福祉部保健医療課精 TEL 058-272-8278	なし	なし	発行	HP 希望する被爆二世
静岡	4	定期健診:5～7月、10～12月 希望による健診:5～1月（うち、がん検診1回）	病院委託 55カ所	1 管轄の保健所に二世として申請(親の被爆者健康手帳、戸籍謄本、住民票) 2 保健所から健康診断受診申請書を送付 3 保健所が二世の希望する医療機関と日程調整し、受診日を通知 問い合わせ先: 静岡県健康福祉部医療局 疾病対策課 TEL 054-221-3773	ある ※4	なし	ある	HP 希望する被爆二世
愛知	1	1月頃	病院委託 13カ所	例年11月上旬までを目途に過去3年間の被爆二世健診受診実績のある方及び「被爆二世申出書」にて希望された方へ申込書を郵送。受診希望者は希望する医療機関・実施日・被爆した親の手帳番号等を記入し、指定した期日(消印有効)までに健康対策課へ返送。 問い合わせ先: 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課原爆・アレルギー対策・健康プラザグループ TEL 052-954-6268	なし	なし	あり	HP 希望する被爆二世

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
三重	1	12月～翌年2月	病院委託 申請があつた病院のうち受託いただいた病院	申請場所:住所地を管轄する保健所 申込書を住所地を管轄する保健所に提出する 10月中旬頃を申込期限としている。 問い合わせ先: 三重県医療保健部健康推進課 TEL 059-224-2334 申請書のダウンロードは、可能。 アドレスは、PDFファイルの場合 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001213843.pdf 三重県被爆者援護対策 https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/m0068900020.htm	なし	なし	あり	HP 希望する被爆二世 被爆者健康手帳持者への2世健診案内を送付 被爆者団体へ周知
滋賀	1	1～3月頃	病院委託 10カ所	毎年11月に保健所にて二世健診の受付を行っている。 健診を受けるには、被爆者二世健康診断受診申込書の提出が必要。 問い合わせ先: 滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課 TEL 077-528-3655 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/300017.html	なし	なし	あり	広報誌 希望する被爆二世
京都	1	11月頃	病院委託 27カ所	申込み先:京都府健康対策課 予約先:医療機関へ直接 申込期間:9月下旬まで 申込方法:受診申込書に、必要事項を記入し、期日までに申込み。受診希望者には健康対策課から受診決定通知書を送付し、受診者は予め希望医療機関に直接事前予約の上、受診決定通知書と問診票を持参して受診する。 申込期間中のみ申請書等のダウンロード可。 問い合わせ先: 京都府健康福祉部健康対策課 TEL 075-414-4736	なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP
大阪 摂津市、 吹田市、 堺市について は別欄 で説明	1	毎年11月～翌年2月	病院委託 29カ所 病院、診療所及び保健所設置市所在の保健センター	例年9月～10月にかけて、最寄りの保健所・保健センターでの窓口申請又は大阪府行政オンラインシステムを利用した電子申請により申し込みを受付。申し込みの際、実父母どちらかの被爆者健康手帳番号が必要。 問い合わせ先: 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 TEL 06-6944-9172	なし	なし	していな い	広報誌 希望する被爆二世 HP

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
兵庫	1	10月上旬～2月上旬まで	病院委託 31カ所	前年度受診した方に案内を郵送、受診希望者は受診申込書を県に返送。 新規希望者は「兵庫県原子爆弾被爆者相談室」に電話してもらい、受診申込書を郵送している。 問い合わせ先： 兵庫県原子爆弾被爆者相談室 TEL 078-361-8604 (10時00分～16時00分)		なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP 被爆者健康診断の案内に二世健診について記載している。
奈良	1	12～1月 (毎年12月頃から開始)	病院委託 2カ所	①県の被爆者二世健康診断案内名簿への登録→必要書類：被爆二世健康診断受診案内名簿登録申込書(各保健所へ申込み) ②名簿に登録に県より健康診断受診申込書を送付 ③受診希望者より病院へ電話予約 問い合わせ先： 奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 難病医療支援係 TEL 0742-27-8660		なし	なし	あり	希望する被爆二世
和歌山	1	12月～2月	病院委託 12カ所	申請場所：県庁健康推進課、各保健所 締め切り：令和7年10月10日(月)(令和7年度の場合) 手続きの仕方：「被爆二世健康診断受診申込書」を申請場所へ提出。郵送等する。 問い合わせ先： 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 TEL 073-441-2640 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_sippei/genbaku/		なし	なし	あり	広報誌 希望する被爆二世 HP
鳥取	1	R7年度10月1日～3月6日	病院委託 4カ所	鳥取県東部地区は県庁福祉保健課へ、中部・西部地区は各地区の保健所に申し込むが必要。申請締め切りは12月26日だが、健診費用の支払が年度内に間に合う場合は、年が明けての申込もできる限り受診者の希望に応える。 問い合わせ先： 鳥取県福祉保健部ささえい福祉局福祉保健課 TEL 0858-26-7145		なし	なし	ある	希望する被爆二世 HP

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
島根	1	12月中旬まで(ただし、医療機関の了解が得られた場合はこの限りではありません)	病院委託 29カ所	申込手続→居住地の保健所へ電話・郵送又は来所により申し込み (受付期間:R7.7.15.～R7.10.31 申込書は保健所に備え付け) 問い合わせ先: 島根県健康福祉部健康推進課療養支援係 TEL 0852-22-5329		なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP
岡山	1	11月下旬～2月上旬頃	病院委託 13カ所	申請場所:岡山県子ども・福祉部福祉企画課援護班 締め切り:令和7年10月17日(金)必着 令和7年度被爆二世健康診断申込書を郵送または電子申請による申込 お問い合わせ先: 岡山県子ども・福祉部福祉企画課援護班 TEL 086-226-7320		なし	なし	あり	テレビ(NHKデータ放送) HP 希望する被爆二世 岡山県原爆被爆者会各支部への案内をしている
広島 広島市について別欄で説明	1	6月10日～翌年2月28日まで	病院委託 550カ所 R7.10.未現在	①【申込】専用申込はがき、又は、県庁ホームページから電子申請で令和8年1月31日(消印有効)までに申込みを行う。 ②【受診票の送付】県にて申込受付をして、申込者へ受診票を送付する。 ③【受診予約】受診票により申込者が希望する病院などへ連絡して受診予約を行う。 ④【受診】予約した日に受診票を持参して受診する。 問い合わせ先: 広島県健康福祉局被爆者支援課援護グループ TEL 082-513-3116		なし	なし	あり	HP 自治体の広報誌 ポスターの掲示依頼(県庁・市町役場・実施医療機関)、 県庁情報コーナーにリーフレットを配架。 希望する被爆二世
山口	4	4回のうち2回は定期健診月(6月、11月)に受診	病院委託 32カ所+郡市医師会員の開設する医療機関	居住地を管轄する健康福祉センターまたは下関市立下関保健所で申請書を記載し医療機関に提出して受診。 締め切り:無し 問い合わせ先: 山口県健康福祉部医務保険課 TEL083-933-2820		なし	なし	あり	広報誌 ラジオ HP 希望する被爆二世

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
徳島	1	10～11月	病院委託 6カ所	申請場所:徳島県保健福祉部健康寿命推進課 申請期間:8～9月 封書にて、必要事項を記入して県庁担当課へ送付。 問い合わせ先: 保健福祉部健康寿命推進課 TEL 088-621-2223	なし	なし	検討中	希望する被爆二世
香川	1	11～12月	病院委託 3カ所	事前に県へ申し込みが必要。 申込方法:県のホームページから電子申請、または健康診断受診申込書を県庁へ郵送もしくは持参。 申込締切:10月10日(金) ※令和7年度 問い合わせ先: 香川県健康福祉部健康福祉総務課 TEL 087-832-3260 https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/atomic/niseikenshin.html	なし	なし	あり	広報紙 希望する被爆二世 HP
愛媛	1	毎年11月～1月頃	病院委託 7カ所	県が指定する期限(例年10月末～11月上旬)までに、申込書(任意の様式可)に必要事項を記入し、県庁または所轄の保健所に提出する。 問い合わせ先: 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課母子保健係 TEL 089-912-2405 https://www.pref.ehime.jp/page/17746.html	なし	なし	あり	HP 希望する被爆二世
高知	1	10～12月 (R7:12月中旬～2月)	病院委託 6カ所	県から対象者へ申請用紙を送付し、希望者は県に申請書を提出。県が医療機関へ日程調整を行い、県から申請者に健診日を通知する。 問い合わせ先: 高知県健康政策部健康対策課 TEL 088-823-9684	なし	なし	あり	広報誌又は新聞、テレビ又はラジオのいずれか一方 希望する被爆二世 被爆者
福岡	1	10～2月まで	病院委託 48カ所	福岡県庁あて、被爆二世及び親である被爆者の氏名、生年月日等を記載した書類(様式任意)と、戸籍等被爆二世であることが確認できる書類を郵送等により提出していただく。期限は特になし。内容確認後、県から健診の案内を送付する。 問い合わせ先: 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 TEL 092-643-3267	なし	なし	あり	広報誌 HP 希望する被爆二世

	被爆二世健診について					ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法					
熊本	1	11～12月	病院委託 13カ所	事前に「被爆二世健診案内希望申出書」を提出いただいて二世の方及び被爆者に健診の案内を送付し、同封の「被爆二世健康診断申込書」を案内に記載の期限までに県庁(健康づくり推進課)に提出する。 問い合わせ先: 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 TEL 096-333-2210		なし	なし	あり	ラジオ HP 希望する被爆二世 被爆者
佐賀	1	7月2日～2月末日	病院委託 9カ所	申請場所:受診希望者が居住する地域を管轄する保健福祉事務所(県内5カ所) 申請期間:6月1日～11月30日 申請方法:各保健福祉事務所において、所定の様式に受診希望者氏名、親の手帳番号等を記載し、二世である確認を行う。 問い合わせ先: 佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 TEL 0952-25-7074		なし	なし	あり	広報誌 HP
長崎 長崎市について は別欄で説明	1	R7年4月～R8年2月末	病院委託 269カ所 R7. 10. 2 2現在	・健診を受ける際は事前に申込みが必要になります。市町役場、保健所、県庁で申込み、受診票を交付(県庁のみ電子申請システム、郵便、ファックス、電話でも申込み可) ※受診申込書に来年度以降の受診票送付希望をされた方で当年度健診を受けられた方には、次年度県から郵送。 ・必要書類なし ・申込期限:R8. 2. 13 問い合わせ先: 長崎県原爆被爆者援護課 TEL 095-895-2475		なし	なし	あり	自治体の広報誌 ラジオ 新聞 HP 希望する被爆二世 被爆者
大分	1	令和7年11月4日(火)～令和8年1月9日(金)	病院委託 101カ所	「被爆二世健康診断申込書」に必要事項を記入し、住所地を管轄する保健所(部)に提出することで申込ができます。電話での申し込みも可能です。 ※R7 度申込期間:令和7 年10 月14 日(火)～令和7 年1 月28 日(金) 申込先:県内各保健所(部)10 箇所 問い合わせ先: 各保健所(部)もしくは大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課疾病対策班 TEL 097-506-2667		なし	なし	あり	ラジオ 広報誌 HP 新聞 希望する被爆二世

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
宮崎	1	9~3月	病院委託 10カ所 カ所	県が指定する日までに県に申し込むこととし、過去に受診歴のある場合は「申込書」提出のみ。初回の場合、①被爆者が存命の場合「親の被爆者健康手帳の写し」を添付、②被爆者が存命でない場合、「戸籍謄本の写し」を添付。 問い合わせ先： 宮崎県福祉保健部健康増進課 TEL 0985-26-7078 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kurashi/hoken/20230703173203.html	なし	なし	あり	新聞 希望する被爆二世 HP
鹿児島	1	7~12月	病院委託 約165カ所	申込書を県健康増進課あて提出する。県より受診決定通知等が届いた後、一覧表に掲載の 医療機関(受診決定通知に同封)から1か所を選定し、医療機関へ事前予約して受診。 受診時、持参するもの…県の通知文書、健康保険証、問診票、健康診断個人票 令和7年度の県健康増進課への締切日は11月28日(金)。 お問い合わせ先： 鹿児島県保健福祉部健康増進課疾病対策係 TEL 099-286-2714	なし	なし	あり	希望する被爆二世 HP
沖縄	1	11~2月	病院委託 7カ所	①県の被爆者二世健康診断案内名簿への登録 申請場所：県庁(地域保健課)、添付書類：住民票、戸籍謄本等 ②毎年9月頃、保健所から名簿に登録された方へ健診の案内及び希望調査票を送付。受診希望の場合は、希望調査票を管轄保健所へ提出。 問い合わせ先： 沖縄県保健医療部地域保健課 TEL 098-866-2215	なし	なし	あり	県HP 希望する被爆二世 被爆者
広島市	1	6月10日 ～翌年2 月末まで	病院委託 R7年度 281カ所 の医療機 関及び、 被爆者市 内出張定期 健康診 断会場	○申込方法 所定のはがきか市ホームページから電子申請で申込む。 市から受診票が届いた後、受診希望の医療機関へ直接予約する。 ○申込期間 毎年6月1日から翌年1月末まで ○実施期間 每年6月10日から翌年2月末まで 問い合わせ先： 広島市健康福祉局原爆被害対策部援護課 TEL 082-504-2195	なし	なし	あり	テレビ、HP、ポスター(公民館、医療機関、各区役所等に掲示)、自治体の広報誌、希望する被爆二世

	被爆二世健診について				ガン検診	医療助成	被爆二世手帳	広報活動
	回数	時期	場所	申請方法				
長崎市	1	4月中旬頃～2月末	病院委託 204カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口受付(申込書記入、代理申込可、必要書類なし)出先機関でも対応 ・ハガキ等郵送、FAX、インターネットにより申込も可 <p>平成29年度から前年度受診者には、申込なしで受診票を送付している</p> <p>申込締め切り:2月初旬</p> <p>https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/1483.html</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>長崎市原爆被爆対策部援護課</p> <p>TEL 095-829-1149</p>	なし	なし	あり	広報誌 HP 希望する被爆二世 ポスター(地域センター、健診実施機関、被爆二世団体) 被爆者
摂津市	—	—	—	<p>摂津市としては、被爆二世健康診断は行っていません。</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>摂津市保健福祉課</p> <p>TEL 06-6383-1386</p>	なし	あり ※5		広報していない
吹田市				<p>問い合わせ先:</p> <p>吹田市健康医療部成人保健課</p>	なし	あり ※6	あり ※6	広報誌「市報すいた」に掲載
川崎市				<p>問い合わせ先:</p> <p>健康福祉局保健医療政策部健康増進課</p> <p>TEL 044-200-2431</p>		あり ※7		
相模原市				<p>問い合わせ先:</p> <p>相模原市疾病対策</p> <p>TEL 042-769-8324</p>		あり ※8		
横浜市				<p>問い合わせ先:</p> <p>横浜市健康福祉局健康推進課被爆担当</p> <p>TEL 045-671-2451</p>		あり ※9		
堺市	1	堺市内各区保健センター実施分は毎年11～12月頃医療機関実施分 11月初旬～2月初旬	堺市内各区保健センター・病院(府内22、うち市内2カ所)	<p>申請場所:市内各区保健センター 締切:保健センター受診は9月末、医療機関受診は10月末</p> <p>必要書類:府指定の申込用紙、実父母の被爆者手帳番号(不明の場合は申立書)</p> <p>手続:申込用紙は市ホームページからダウンロード可。(前年受診者には府から個別案内送付)</p> <p>また、市内各区保健センターにて受け取り可。</p> <p>問い合わせ先:</p> <p>堺市保健所保健医療課指定難病係</p> <p>TEL 072-228-7582</p> <p>https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kenshin/shindan/gennbaku2kennshinn.html</p>	なし	なし	※10 あり	広報誌 被爆者の会に検診日の情報提供 HP

東京都の対策

※ 1. ガン検診について

年1回 全種類 5～6月か11～12月 病院委託199カ所

健診の種類：胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん検診

申し込み方法：一般健診と同様。健康診断受診票を各医療機関へ提示"

※ 2. 医療費の助成について

助成対象：健康管理手当の対象となる11の障害を伴う疾病にかかり、6か月以上の医療（経過観察を含む。）を必要とするもの。

手続き方法：申請書、診断書、健康診断受診票、健康保険証の写しを東京都庁または区市町村窓口へ提出する。

神奈川県の対策

※ 3. 医療費の助成について（指令市は独自に同様の助成を実施）

助成対象となる疾病

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に規定される疾病（被爆者の健康管理手当の支給対象に相当する11疾病）

申請の手続きの仕方、必要な書類

医療機関に支払った自己負担分について「償還払い」を行うため、所定の申請書に医療機関の医療費証明書を添付して居住地を所管する保健所又は保健福祉事務所に申請する。

※ 横浜市、川崎及び相模原市に居住地を有する方は、各市による医療費助成制度を利用する。必要書類は県及び各市で異なるため、詳細は以下のHPを参照。

【参照】

- ・神奈川県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f6866/p22034.html>
- ・横浜市HP <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenkoiryo/kenkozukuri/higai/hibakusya.html>
- ・川崎市HP <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021882.html>
- ・相模原市HP [https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/1007567/1007588.html"](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/1007567/1007588.html)

静岡県の対策

※ 4. ガン検診について

ガン検診の種類：胃ガン、肺ガン、乳ガン、子宮ガン、大腸ガン

申請方法：被爆二世健康診断と同様。

ガン検診の回数及び時期：年1回 6種類 5月～1月

大阪府摂津市 <https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/hokenfukushibu/hokenfukushika/tiiki/691.html>

※ 5. 医療助成について

助成対象となる疾病：摂津市原子爆弾被爆者二世の医療費の助成に関する要綱 第4条に規定のとおり、「医療費の助成の対象となる疾病は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第51条に定める障害を伴う疾病。」

申請の仕方：

1. 被爆者二世医療費助成の登録⇒両親どちらかの被爆者手帳、戸籍謄本、健康保険証
2. 医療費助成⇒領収書兼診断書（市様式）、病院の領収書、申請書

※1の健康保険証については、令和6年12月からの廃止に伴い見直しを行う予定。"

大阪府吹田市

※ 6. 医療助成について <https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018600/1022325/1016721.html>

○対象者

原子爆弾被爆者の実子（被爆以前に生まれた者及び被爆当時胎児であった者を除く。）であって、吹田市内に住所を有する方のうち、市町村民税が非課税の世帯に属する方が対象です。

ただし、生活保護を受けている方は対象になりません。

○助成対象となる疾病

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に定める障害を伴う疾病が対象となります。また、医療費の助成を受けるためには、被爆者二世登録が必要です。

○申請の手続きの仕方

- ①吹田市被爆者二世名簿への登録申請（戸籍謄本または抄本、住民票の写し、父又は母が被爆者であることを証する書類が必要）
- ②医療費助成の申請書類の取得（窓口受取・郵送依頼等）
- ③医療機関の受診・書類の記載依頼（裏面の医療機関記入欄の記入が必要）
- ④申請書類一式を領収書の原本・保険証の写しと併せて提出

※6. 吹田市原子爆弾被爆二世健康管理手帳

申請場所：吹田市成人保健課

必要な書類：吹田市原子爆弾被爆二世健康管理手帳交付申請書

申請方法：被爆二世健康管理手帳交付申請書を成人保健課の窓口、もしくは郵送で提出。吹田市被爆者二世登録名簿に登録されている人のうち希望者のみ申請。

神奈川県川崎市の対策 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021882.html>

※7. 医療助成について

対象者：本市の区域内に住所を有する方で、神奈川県発行の「被爆者の子ども健康診断受診証」の交付を受けている方。

助成対象となる疾病：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第51号に定める障害を伴う疾病（1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 水晶体混濁による視機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害）。ただし、上記障害を伴う疾病が、先天異常、伝染病、寄生虫病又は薬物若しくは毒物の中毒など原子爆弾の放射能の影響によるものではないことが明らかである疾病

申請の手続きの仕方、必要な書類について

医療費は償還払いの方法で支給します。

申請の際は、次の必要書類をお住いの区役所に御提出ください。

- ・原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費支給申請書（第1号様式）
- ・原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費等証明書（第2号様式）
- ・神奈川県発行の「被爆者の子ども健康診断受診証」の写しなど

※詳細は市のホームページを御覧ください。

神奈川県相模原市の対策 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f6866/p22034.html>

※8. 医療助成について

1 対象者

相模原市に住所を有する原子爆弾被爆者の実子（神奈川県発行の「被爆者の子ども健康診断受診証」所有者）であり、次の（1）に掲げるいづれかの障害を伴う疾病にかかっている方。

ただし、その疾病が次の（2）に掲げる事項に該当する場合は、対象なりません。

(1) 助成対象となる障害の種類及び対象疾病

- ア 造血機能障害（貧血症、白血球減少症、出血性素因、紫斑病、血小板減少症など）
- イ 肝臓機能障害（肝硬変、慢性肝炎（アルコール性を除く）など）
- ウ 細胞増殖機能障害（悪性新生物、骨髄性白血病など）
- エ 内分泌腺機能障害（糖尿病（尿崩症、青銅糖尿病及び腎性糖尿病を除く）、甲状腺機能異常、卵巣機能異常、睾丸機能異常など）
- オ 脳血管障害（くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症など）
- カ 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）
- キ 腎臓機能障害Z（慢性腎炎、ネフローゼ症候群（妊娠または産褥中に起きたもの、流産に伴うもの及び細尿管性ネフローゼ（急性）を除く）など）
- ク 水晶体混濁による視機能障害（白内障（先天性、糖尿病性を除く）のみ）
- ケ 呼吸器機能障害（肺気腫、その他の慢性間質性肺炎（急性または詳細不明の間質肺炎を除く）など）
- コ 運動器機能障害（変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗鬆症など）
- サ 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎など）

(2) 除外される疾病

- ア 感染性疾病及び感染性疾病に起因する疾病
- イ 寄生虫病及び寄生虫病に起因する疾病
- ウ 中毒または事故に起因する疾病
- エ 自己の故意または重大な過失に起因する疾病
- オ 前記ア、イ、ウ、エのほか、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである疾病

2 助成対象

医療費は「償還払い」の方法で助成します。

- (1) 対象疾病的治療を受けた場合に、入院及び外来の医療費や薬剤費のうち、健康保険等の規定により本人が負担すべき医療費
- (2) 入院時の食事療養費の標準負担額。
- (3) 診断書は1通につき 2,650 円、医療費証明書は1通につき 1050 円を限度として助成。

3 助成対象期間

原則として、当該年度に受けた医療費が対象となり、申請（請求）期限は翌年度4月末です。申請（請求）期限を経過した場合は、申請月の前年同月分以降の医療費について助成対象とします。

4 申請（請求）方法

下記の窓口に次の書類を提出してください（郵送可）

- (1)相模原市被爆者の子医療費助成申請書（請求書）（第1号様式）
- (2)申請者の担当医師による診断書（第2号様式）

※過去に被爆者の子の医療費の助成を受けたことがある方が同一の医療機関において治療を継続し、かつ、過去に医療費の助成を受けた疾病と同様の疾病に係る医療費の助成を受けようとする場合は、省略することができる。

- (3)被爆者の子 医療費証明書（第3号様式）

- (4)神奈川県発行の「被爆者のこども健康診断受診証」の1ページ目の写し

※過去に被爆者の子の医療費の助成を受けたことがあるが、医療費の助成を受けようとする場合は省

略することができます。

(5) 「健康保険証」の写し

※過去に医療費の助成を受けた際に提出した健康保険証の写しと変更がない場合は、省略することができます。

(6) 支払金口座振替依頼書及び預金通帳等の写し

※すでに相模原市に支払金の口座を登録している場合は、省略することができます。

【緑 区】 緑保健センター（緑区合同庁舎4階）

　　緑保健センタ-津久井担当（津久井保健センター1階）

【中央区】 平成29年4月から

　　中央保健センター（ウェルネスさがみはらA館4階）

【南 区】 南保健センター（南保健福祉センター3階）

5 その他

医療費の助成は医療費の審査のため、申請日から3ヶ月以上かかることがあります。

神奈川県横浜市の対策

※9. 医療助成について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/higai/hibakusya.html#koiryo>

対象者：被爆者健康手帳の交付を受けた方の実子で、横浜市内に在住し、神奈川県発行の「被爆者のこども健康診断受診証」の交付を受けている方

対象疾病：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に定める障害を伴う疾病（次のいずれかに該当）が対象となります。①造血機能障害②肝臓機能障害③細胞増殖機能障害④内分泌腺機能障害⑤脳血管障害⑥循環器機能障害⑦腎臓機能障害⑧水晶体混濁による視機能障害⑨呼吸器機能障害⑩運動器機能障害⑪潰瘍による消化器機能障害

除外疾病：次に掲げる疾病は、対象になりません。

①感染性疾病及び感染性疾病に起因する疾病

②寄生虫病及び寄生虫病に起因する疾病

③中毒または事故に起因する疾病

④自己の故意または重大な過失に起因する疾病

⑤前記①、②、③、④のほか、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである疾病（虫歯、風邪、骨折、精神疾患など）

助成対象：対象疾病的治療を受けた場合に、入院及び外来の医療費や薬剤費のうち、健康保険等の規定により本人が負担すべき医療費を助成します。（診断書は1通につき2,750円、医療費証明書は1通につき1,100円を限度額として助成。）

また、入院された場合の食事療養費については、標準負担額を助成します。

※ 健康保険外の診療や人間ドック、差額ベッドなど健康保険が適用されない費用及び交通費は助成対象なりません。

※ 高額療養費や療養付加金など、健康保険組合等からの還付金は助成決定金額から差し引きます。

対象期間：「被爆者のこども健康診断受診証」の交付日以降、かつ横浜市民である期間を助成します。

・原則として、当該年度に受けた医療費が対象となり、申請（請求）期限は翌年度4月末日までです。

・申請（請求）期限を経過した場合は、申請月の前年同月分以降の医療費について助成対象とします。

お住まいの区の福祉保健センターまたは健康福祉局健康推進課に申請書を提出してください（郵送も可、消印有効）。申請できるのは原則ご本人のみとしています。やむを得ず代理人が申請する場合は、申請書類と併せて委任状の提出が必要です。

※ご本人が亡くなった後に申請することはできません。

申請する際は、次の書類が必要です。

- 1 『被爆者の子 医療費助成申請書（請求書）』（本人記入）
- 2 『被爆者の子 医療費助成診断書』（担当医師に依頼） （※）
- 3 『被爆者の子 医療費証明書』（医療機関・薬局に対象疾病についての医療費証明書を依頼）
- 4 『被爆者の子 医療費助成申請（請求）に係る同意書』（本人記入）
- 5 『被爆者のこども健康診断受診証』（神奈川県発行）の1ページ目の写し
→ 神奈川県発行の「被爆者のこども健康診断受診証」については こちら（外部サイト）
- 6 健康保険証等の写し
- 7 住民票の写し（※）

※ 新規申請の場合は「2」及び「7」の提出が必須となります。

※ 「2」については、疾病の追加や病状の変化、転院または担当医の変更が生じた際は提出が必要です。

※ 「7」については、住所変更があった場合は提出が必要です。"

横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kenkozukuri/higai/hibakusya.files/r7_koiryouyoukou.pdf

大阪府堺市

※10. 被爆二世健康管理表について

申請場所 市内各区保健センター及び保健医療課

必要な書類 なし

申請方法 窓口での申し出